

## 帯広市中小企業振興融資保証料補給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、帯広市中小企業振興融資規則（平成19年規則第11号。以下「規則」という。）第4条の規定による融資資金を借り受けた者（以下「借受者」という。）に対し交付する保証料補給金（以下「保証料補給金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象資金)

第2条 保証料補給金の対象資金は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条第1号に規定する小企業資金
- (2) 規則第4条第2号に規定する設備資金のうち新事業進出にかかる融資資金
- (3) 規則第4条第3号に規定する運転資金のうち新事業進出にかかる融資資金
- (4) 規則第4条第4号に規定するニューフロンティア資金
- (5) 規則第4条第5号に規定するセーフティネット資金
- (6) 規則第4条第6号に規定する新規開業支援資金

(対象者)

第3条 保証料補給金の対象者は前条各号の融資を受けた者のうち、市税を滞納していないもの（市長が特に認める場合を除く。）とする。

(保証料補給金の額等)

第4条 保証料補給金の額及び交付の条件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 保証料補給金の額は、予算の範囲内で融資額1千万円に相当する保証料までを限度とする。ただし、借受者が借換保証制度利用者の場合にあつては、本文の額から既存借入金に関わる返戻保証料を差し引いた額とする。
- (2) 保証料補給金の交付を受ける者は、融資実行日の属する年度内に前号の限度に達するまで保証料補給金の交付を受けることができるものとする。
- (3) 保証料補給金の交付を受けた者は、当該交付に係る資金を繰上返済したときは、当該繰上返済に伴い返還される信用保証料のうち、保証料補給金により支払われた金額に相当する額を市長に返還しなければならないものとする。

(保証料補給金の交付申請)

第5条 保証料補給金の交付を受けようとする借受者は、保証料補給金交付申請書（様式1の1、様式1の2又は様式1の3）に信用保証書（写）及び、市税完納証明書もしくは

は、税情報確認承諾書（様式2）を添付して市長に申請しなければならない。

（決定通知）

第6条 市長は、前条により提出された申請書を調査し、その適否を決定し、保証料補給決定書（様式3）により速やかに借受者に通知しなければならない。

（保証料補給金の請求）

第7条 借受者は、前条の決定通知書を受けたときは、市長の定める請求書（様式4）を提出しなければならない。

（保証料補給金の交付申請等の委任）

第8条 保証料補給金の交付申請、請求及び受領にあたって、借受者は取り扱いを受けた金融機関にこれを委任状（様式5）により委任することができる。

（保証料補給金の交付決定の取り消し）

第9条 市長は、借受者が次の各号の一に該当するときは、保証料補給の交付の決定を取り消し、保証料補給金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 借受者が虚偽の申請を行なったとき。
- (2) 前号のほか、補給することが不相当と認められる事実があったとき。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、昭和59年6月15日から施行する。

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（保証料補給金の額の特例）

2 令和2年2月27日から令和3年3月31日までに新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定するものをいう。）の影響により第2条第5号に規定するセーフティネット資金に係るあっせん利用申し込みをした場合に限り、第4条第1号の規定にかかわらず、保証料補給金の額は、予算の範囲内で融資額2千万円に相当する保証料までを限度とすることができる。

るものとする。

- 3 令和4年9月7日から令和6年2月29日までに藤丸が閉店したことに伴う影響により第2条第5号に規定するセーフティネット資金に係るあっせん利用申し込みをした場合に限り、第4条第1号の規定にかかわらず、保証料補給金の額は、予算の範囲内で融資額2千万円に相当する保証料までを限度とすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。  
(帯広市創業支援等信用保証料補給要綱の廃止)
- 2 帯広市創業支援等信用保証料補給要綱は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この要綱による改正前の帯広市中小企業振興融資保証料補給要綱又は帯広市創業支援等信用保証料補給要綱の規定により交付された保証料補給金の取扱いについては、なお従前の例による。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日)

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月24日)

この要綱は、令和2年4月24日から施行し、改正後の附則第2項の規定は、同年2月27日から適用する。

附 則 (令和2年7月1日)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年8月26日)

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月20日)

この要綱は、令和3年1月20日から施行する。

附 則 (令和4年9月7日)

この要綱は、令和4年9月7日から施行する。

附 則（令和5年4月1日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月1日）

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。